

別 添

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費
に係る返戻及び再審査処理等について

福島県国民健康保険団体連合会

令和6年5月

【資料構成】

I はじめに

- 1 業務の流れについて
- 2 令和6年4月より受理及び審査委員会に係る業務

II 返戻処理の概要について

- 1 依頼返戻
- 2 事務返戻
- 3 照会返戻
- 4 過誤返戻

III 再審査申出について

- 1 施術所からの再審査申出
- 2 保険者からの再審査申出

IV 業務処理スケジュール

- 1 施術所からの取下げ依頼申出業務
- 2 保険者からの過誤返戻依頼申出業務
- 3 施術所からの再審査申出業務

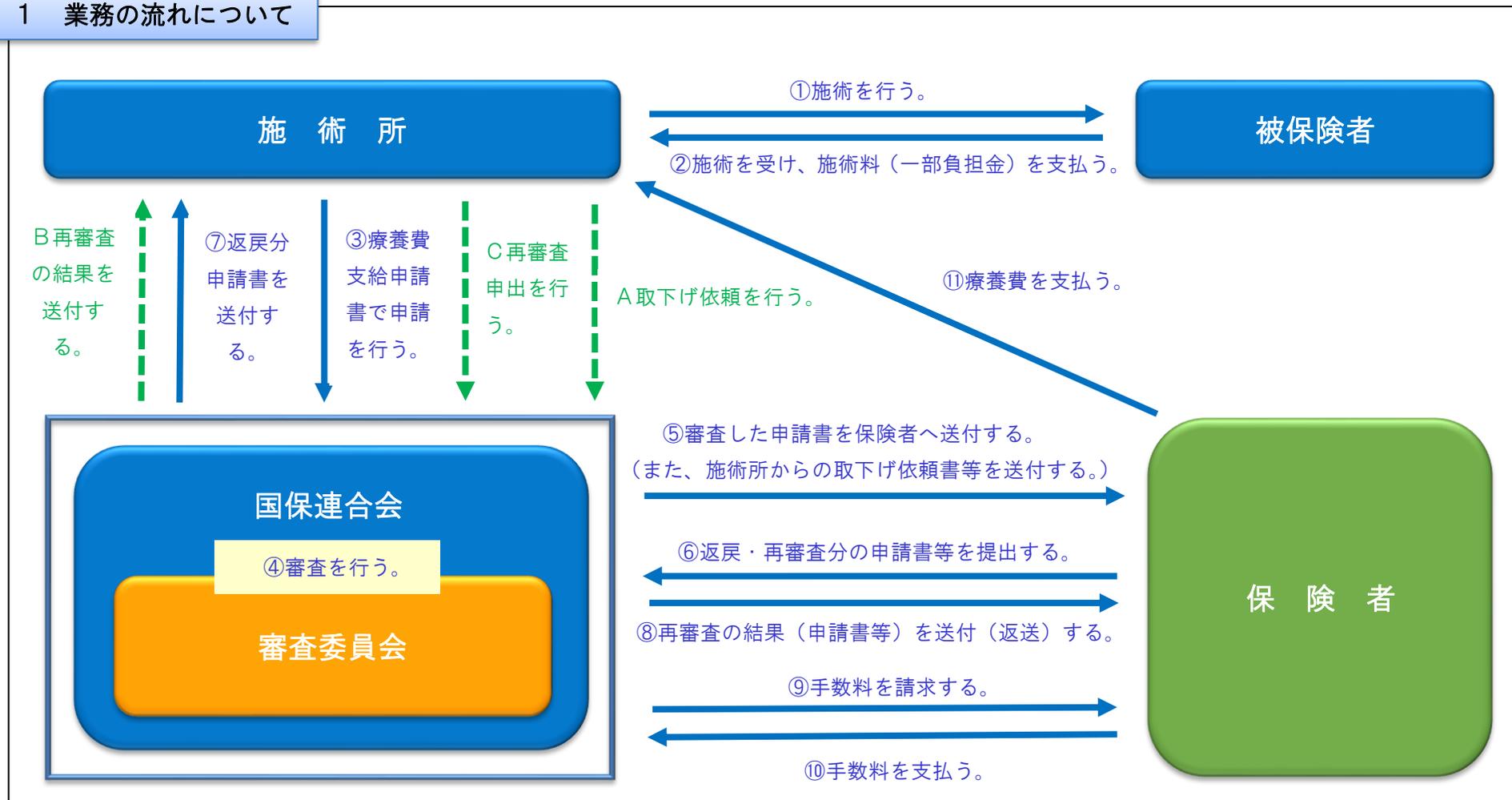
V 関係する書類の様式について

VI はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書の提出に関する留意事項

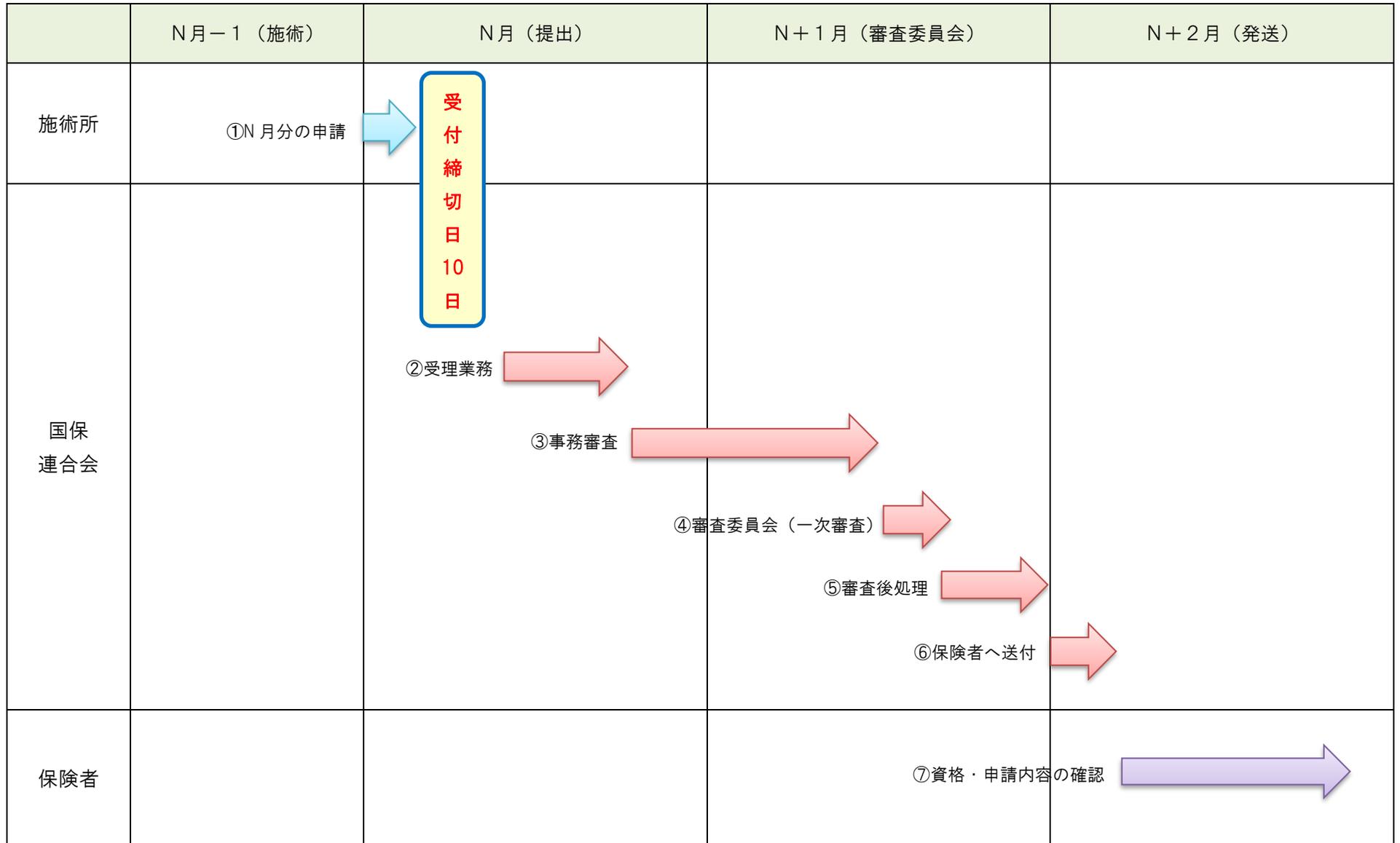
I はじめに

申請書の提出については、令和6年3月29日付け「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書の提出について」を送付している。本資料では、本会が行う業務の中で、施術所に関する返戻及び再審査、それに伴う書類様式、その他の留意事項について説明する。なお、国民健康保険・後期高齢者医療ともに同様となる。

1 業務の流れについて



2 令和6年4月より受理及び審査委員会に係る業務



II 返戻処理の概要について

【返戻の種類】

No.	種 別	実 施 者	内 容
1	依頼返戻	本会において処理中の場合は、本会	施術所からの取下げ依頼による返戻
		本会が保険者へ送付済の場合は、 保険者（国保保険者・後期高齢者医療広域連合）	
2	事務返戻	本 会	記載不備などにより、施術所において修正等が必要な場合の返戻
3	照会返戻	本 会	審査委員会において、施術内容等の詳細を確認する必要があると判断した場合の返戻
4	過誤返戻	保険者（国保保険者・後期高齢者医療広域連合）	保険者が資格確認などを行い、修正等が必要と判断した場合の返戻

1 依頼返戻

施術所がすでに提出した「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書等」（以下、「申請書等」という。）について、記載不備等により取下げしたい場合、「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書取下げ依頼書」（様式3-1）に必要事項を記入し、毎月10日までに本会へ提出する。

その取下げ依頼対象申請書等が、①本会において処理中の場合、②本会が保険者へ送付済の場合、によって実施者及び処理期間が異なる。

（1） 本会において処理中の場合

対象の申請書等に「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻付箋（事務点検用）」（様式4-1）を添付し、「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻通知書」（様式4-3）と併せて、本会にて取下げを受理した翌月に本会より施術所へ送付する。

(2) 保険者へ送付済の場合

施術所から提出された「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書取下げ依頼書」(様式3-1)を、本会から保険者へ送付する。

保険者において返戻処理を行い、「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費過誤返戻付箋(国民健康保険)」(様式1-1)、又は「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費過誤返戻付箋(後期高齢者医療)」(様式2-1)が添付された申請書等と「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻通知書」(様式4-3)を併せて、保険者へ取下げを依頼した翌々月に、本会より施術所へ送付する。

2 事務返戻

施術所から提出された申請書等について、本会では添付書類の記載漏れ等の確認、施術年月日と初療年月日、施術料の計算などの事務点検を行う。その際、不備等のある申請書等は「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻付箋(事務点検用)」(様式4-1)を添付し、「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻通知書」(様式4-3)と併せて受理月の翌々月に本会より施術所へ送付する。

施術所は、内容を確認し必要に応じて訂正の上、次月請求分と合わせて再度本会へ提出する。

3 照会返戻

審査委員会では、必要に応じ詳細な施術内容などを照会する場合がある。その場合、申請書等に「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻付箋(審査委員会用)」(様式4-2)を添付し、「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻通知書」(様式4-3)と併せて、受理月の翌々月に本会より施術所へ送付する。

施術所は、内容を確認し照会内容に回答の上、次月請求分と合わせて再度本会へ提出する。

4 過誤返戻

保険者による資格確認等の結果、資格喪失等により返戻する場合がある。その場合、保険者は申請書等に「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費過誤返戻付箋(国民健康保険)」(様式1-1)、又は「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費過誤返戻付箋(後期高齢者医療)」(様式2-1)を添付し、毎月23日までに保険者は本会へ提出する。

本会では過誤処理を行い、過誤返戻付箋の添付された申請書等と「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻通知書」(様式4-3)を併せて、保険者から提出された月の翌月に本会より施術所へ送付する。

施術所は内容を確認し、必要に応じて再度本会へ提出する。

Ⅲ 再審査申出について

1 施術所からの再審査申出

審査委員会における審査の結果、査定（減額）になる場合がある。施術所はその結果に疑義がある場合、申請書1件につき1回のみ再審査申出が可能である。なお、再審査申出期間は、施術所が保険者の支給決定通知書を受領した月の翌月から6か月間とする。

施術所は、再審査の申出理由等を「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書再審査依頼書」（様式3-2）に明確に記し（参考資料の添付も可）、毎月10日までに本会へ提出する。

本会では、再審査申出対象の申請書等について、保険者へ借用を依頼する。

保険者は、依頼に基づき毎月23日（土日祝祭日の場合は直近後平日）までに対象の申請書等を本会へ提出する。

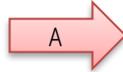
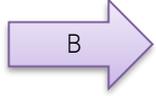
本会は、保険者より申請書等が到着後、審査委員会において再審査を行う。その結果については、「療養費の支給申請に係る再審査の結果について」（様式4-4）を審査委員会の翌月に本会より施術所へ送付する。

2 保険者からの再審査申出

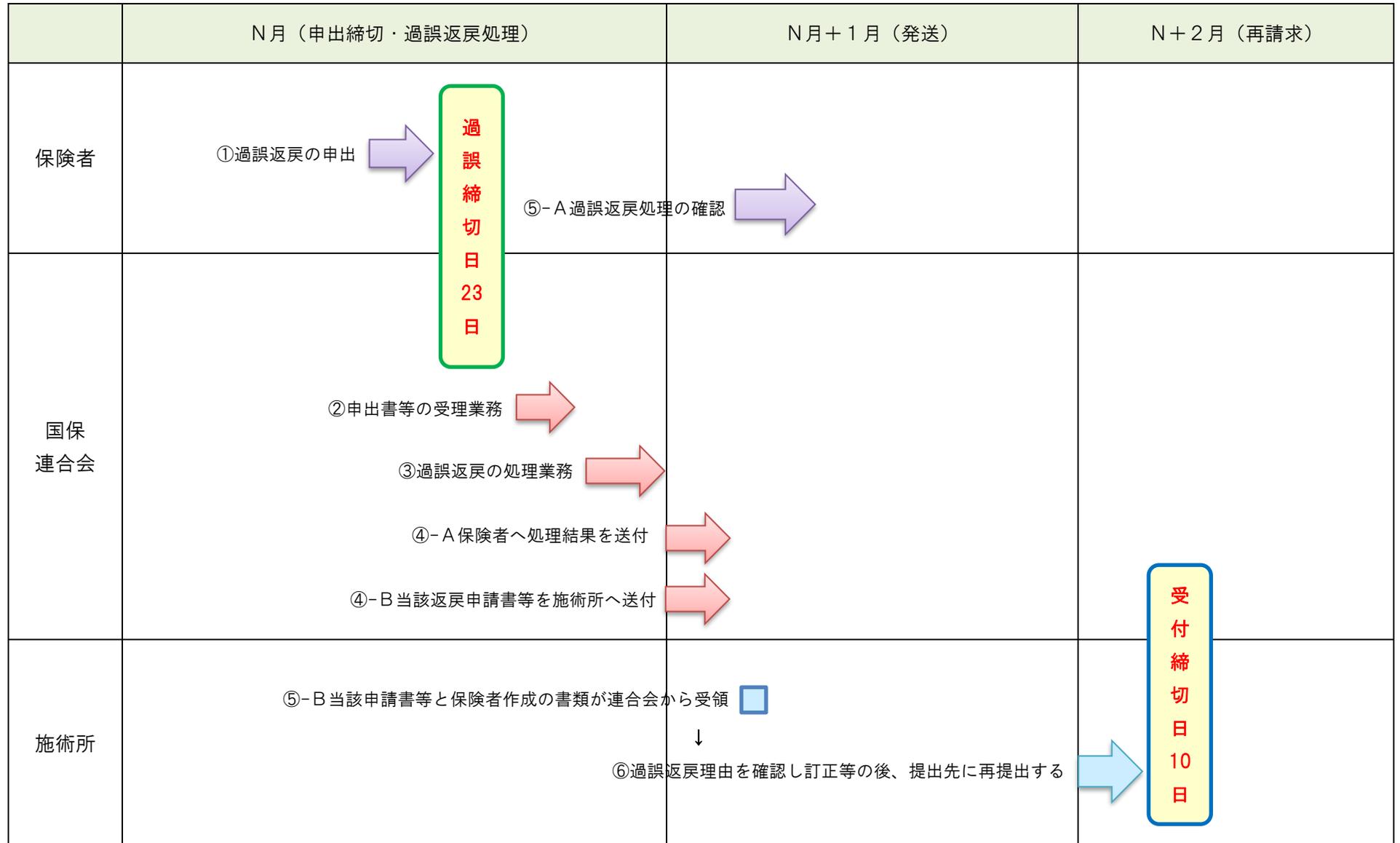
保険者においても、審査決定内容に疑義がある場合、申請書1件につき1回のみ再審査申出が可能となる。なお、再審査申出期間は、本会から保険者に申請書等が到着した翌月から6か月間とする。

IV 業務処理スケジュール

1 施術所からの取下げ依頼申出業務 Aは「連合会に申請書等がある場合」、Bは「保険者に送付済の場合」

	N月-1	N月（申出締切）	N+1月（取下げ処理）	N+2月（発送）
施術所	①返戻依頼の申出	 <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 受付 締切日 10日 </div> ⑤当該申請書等が施術所へ届く A	⑩当該申請書等が施術所へ届く B	
国保 連合会		②依頼書の受理業務 ※Bは⑥へ  ③取下げ（返戻）処理業務  ④当該申請書等を施術所へ送付  ⑥保険者へ過誤返戻依頼書を送付 	⑨取下げ（返戻）処理業務  ⑩該申請書等を施術所へ送付 	
保険者			⑦過誤返戻依頼書を受領 B ⑧当該申請書等を連合会へ送付 	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 過誤締切日 23日 </div>

2 保険者からの過誤返戻依頼申出業務



3 施術所からの再審査申出業務

	N月-1	N月（申出締切）	N+2月（借用依頼）	N+3月（審査委員会）	N+4月（発送）
施術所	①再審査の申出	 <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">受付締切日 10日</div>			⑩再審査の結果を受領 
国保 連合会		②保険者への依頼書等作成  ③保険者へ借用依頼送付  ⑤借用した申請書を確認・再審査提出準備 		⑥審査委員会（再審査）  ⑦審査後処理  ⑧施術所に再審査結果を送付  ⑨借用した書類及び結果を保険者へ返却 	
保険者		④当該申請書を連合会に送付 	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">借用締切日 23日</div>		⑪再審査結果の確認 

V 関係する書類の様式について

関係する付箋等の様式は以下のとおり。

【返戻に関する帳票及び付箋】

No.	種 別	用 途	様式番号	付箋及び帳票名	作成者
1	依頼返戻	施術所からの取下げ依頼	様式 3-1	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書 取下げ依頼書	施術所
2	事務返戻	事務的な内容による返戻 ※依頼返戻にも使用	様式 4-1	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻付箋 (事務点検用)	本会
3	照会返戻	審査委員会による返戻	様式 4-2	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻付箋 (審査委員会用)	審査委員会
4	過誤返戻	保険者からの過誤返戻	様式 1-1	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費過誤返戻付箋 (国民健康保険)	保険者
			様式 2-1	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費過誤返戻付箋 (後期高齢者医療)	
5	上記No. 1 からNo. 4 の全てに添付		様式 4-3	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費返戻通知書	本会

【再審査に関する帳票】

No.	用 途	様式番号	帳 票 名	作成者
1	施術所からの再審査申出 (申出依頼)	様式 3-2	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書 再審査 依頼書	施術所
2	施術所からの再審査申出 (再審査結果)	様式 4-4	療養費の支給申請に係る再審査の結果について	審査委員会

VI はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書の提出に関する留意事項

1 申請書等の提出先

令和6年4月提出分より療養費支給申請書等の提出先（送付先）が本会となりました。

〒960-8043

福島県福島市中町3番7号 福島県国保会館

福島県国民健康保険団体連合会 療養福祉課

※保険者への提出が多くみられますので、お間違えのないようお願いします。

※福島県内の国保及び後期被保険者が対象となります。福島県外の被保険者、社会保険等の被保険者は対象外となりますので、提出の際ご注意ください。

2 申請書等の編綴方法等

(1) 同一の施術所であっても、はり・きゅうとあん摩・マッサージの申請書は分けてそれぞれ別に編綴してください。

(2) 「療養費支給申請総括表（Ⅰ）」は、施術所毎且つ、はり・きゅうとあん摩・マッサージの種別毎に、月に1枚作成し添付してください。

(3) 「療養費支給申請総括表（Ⅱ）」は、月遅れ分や再提出分も当月分に含め、保険者毎に、月に1枚作成し、左上を留めてください。後期分も保険者毎に「療養費支給申請総括表（Ⅱ）」を作成してください。

(4) 同意書等は、申請書を先頭にクリップは使用しないでホチキスで左上を留めてください。

※詳細は、すでに送付しております令和6年3月29日付け「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書の提出について」をご確認ください。

3 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請に関する問い合わせ先

福島県国民健康保険団体連合会 療養福祉課 第1係

TEL：024-523-2705 FAX:024-523-2745